

在宅療養管理指導契約書

在宅療養管理指導契約書

個人情報取扱同意書

重要事項説明書

医療従事者

歯科医師名

在宅療養管理指導料及び重要事項説明書

重要事項説明書

1. 法人・事業所の概要

2. 事業所の職員体制

3. 介護サービスの提供状況

4. サービス利用料及び利用者負担金

患者お渡し用

実地指導記録簿/報告書 カルテNo

年月日

時間

実地指導内容

実地指導要旨

在宅療養に関する事項

主治医指図

病院保管用

カルテ

サイズA6

参考資料 (一部)



項目	連携先等	算定条件等	レセプト記載・その他
在宅患者歯科治療 加算医療費 (1月1回 140点)	主治医の指図	・全身状態の把握、管理に必要な機器、機材の整備 (カルテ記載事項) ・治療内容に関する説明内容及び同意の有無 ・治療前、中、後における体調変化の状況 ・患者または家族への説明内容 (注意事項等)	・紹介元の保険医療機関
在宅患者連携指導料 (2月2回以上患者を指図する関係医療機関 初診月1回 900点)	指図した関係医療機関	患者に際しての診療情報の内容、指導等の内容の要旨、指導	・指導内容等を ・衛生士は業務記録簿に添付 ・歯科医はカルテに添付
在宅患者緊急時 カンファレンス料 (2月2回 200点)	在宅患者を指図する関係医療機関、ケアマネ	カンファレンスに参加した関係関係者氏名、要旨、患者への指導の要旨、実施日	・要旨の可しをカルテ添付
介護支援連携指導料 病院加算算定	病院加算算定		
地域医療連携体加算 (初診月1回 300点)	連携関係医療機関	連携関係医療機関からの情報文書をカルテに添付	・連携関係医療機関
退院時共同指導料1 (支援診 600点) (一般 300点)	退院後当該患者の在宅医療を担う予定の関係医療機関が、退院後の療養に関し入院している関係の医師・看護師等と連携した算定	退院後当該患者の在宅医療を担う予定の関係医療機関が、退院後の療養に関し入院している関係の医師・看護師等と連携した算定	・歯科医師または指示を受けた衛生士がカルテに添付して行う。

口腔ケア (摂食嚥下) の実際

《口腔ケアとは、以下の2種に分類されている》

(1) 口腔ケア (機能面)

口腔内及び歯面などを清掃、消毒することにより、口腔内に清潔な状態を保つこと。

(2) 口腔ケア (機能的)

口腔内、および口腔周囲組織とその機能の維持・向上を図ること

介護保険では、(1)+(2)「口腔機能向上サービス」「在宅療養管理指導」



《介護保険制度の基礎知識》

①日本の高齢者施策・介護保険制度の概略

②介護保険の各種サービスの概略

③介護保険申請・認定のながれ

④介護保険での「訪問看護サービス」

私が研修会で使用したスライドを、資料として添えてみました。

「高齢者施策」「介護保険制度」「介護保険」の中で得られる「報酬」を以てして、基本知識を把握しておくことは、介護士には大変な仕事ですが、介護士として働くためには、介護士としての基本知識を身につけておくことは、非常に重要です。

高齢者施策・介護保険制度の概略

平成22年4月現在

介護保険制度の概要

介護保険制度は、高齢者の生活を支えるための制度です。介護保険料を納付し、介護サービスを受けることができます。

介護保険の種類

介護保険には、介護サービス、介護予防サービス、介護予防給付、介護予防給付の4種類があります。

介護保険の種類サービスの概略

介護保険の種類サービスの概略

介護保険の種類サービスの概略

健口体操(けんこう体操)

お口のための簡単なリハビリ運動です。毎日食前に行ってください。

<p>① 口をすぼめて深呼吸 ゆっくりより深呼吸を5回します。 【出来れば鼻から呼吸します】</p>	<p>② 舌の運動 舌を唇につく。左右に伸ばす。 その中で、ゆっくりと大きく回し まします。(5回)</p>	<p>③ 肩運動 肩をすぼめるようにして肩を上げ てから、大きく力を抜いて肩を元の 位置に戻す。(5回)</p>
<p>④ 頬運動のマッサージ 人差し指から中指までを頬に当て て、上の奥歯のあたりまで、もも から指に向かって回します。(15回)</p>	<p>⑤ 喉運動のマッサージ 【首下筋 首下筋】 喉の裏側の首の内側のあたりを指 で触って、其の下から喉のあたり まで、ゆっくりと回していきま す。(15回)</p>	<p>⑥ 舌の運動 舌を突き出して、歯をくぐらせたが ゆるめたりします。次に舌を閉じ りたまいます。上下左右に動かして みます。(15回)</p>
<p>⑦ 口の噛み運動 カサカサと噛み噛み噛んでいき ます。口をゆっくりと開閉します。</p>	<p>⑧ 舌の運動 舌を突き出して、舌を突き出して 上下左右に動かします。 口の中央も、噛 み噛み噛み噛み 噛みます。(15回)</p>	<p>⑨ 喉下運動 喉の裏側の首 のあたりを指 で触ります。(15回)</p>
<p>⑩ 唇の噛み運動 カサカサと噛み噛み噛んでいき ます。口をゆっくりと開閉します。</p>	<p>⑪ 舌の運動 舌を突き出して、舌を突き出して 上下左右に動かします。 口の中央も、噛 み噛み噛み噛み 噛みます。(15回)</p>	<p>⑫ 喉下運動 喉の裏側の首 のあたりを指 で触ります。(15回)</p>

口顔ケアパンフレット

歯ブラシ方法

まずは姿勢！
歯ブラシをする時は落ちないように椅子に座るなど
楽な姿勢で行ってください。

歯がない方も歯結核・上顎・下顎・舌・を柔らかめのブ
マッサージュするように清潔してく

1. **ブラッシング**
うがいは口内リハビリの効果もあるのでしっかり上
2. **歯ブラシ**
力は入れずマッサージュするように!!
3. **歯間ブラシ**
歯ブラシでは届きにくい歯と歯の間
ブリッジの下など
4. **舌掃除**
力を入れず舌の裏から手前に軽くこするように
5. **入れ歯**
「入れ歯の手入れ」(別紙参照)を参考に清潔してください。
6. **うがい**
磨き終わったら最後にうがいをしてください

口顔ケアパンフレット

用語集

あ行	
アルツハイマー型認知症	認知機能低下、人格の変化を主な症状とする認知症の一種である。脳の神経細胞の変性、壊死、消失により、脳が次第に萎縮していく。記憶、身体全体の機能を喪失していく。原因は明らかになっておらず、アルツハイマー病と区別が難しく用いられているが治療は異なる。認知症にはこの他に「脳血管性認知症」がある。
移送サービス	リフト付座輪車やストレッチャー装着ワゴン車、介護タクシー等により、利用者の自宅と施設・病院等の移動を支援するサービスのこと。なお、タクシーには救急費を担担負となり介護保険は適用はなりません。社会福祉協議会や介護事業所により行われています。
院内感染	病院内で受ける感染のことです。健康な人にも無菌な環境でも抵抗力の弱った人には感染になる場合があります。代表的なものとしてMRSA、結核菌、肝炎ウイルスなどがあります。
鬱病	鬱病の状態は特に深刻なものも指します。将来に希望がなくなったばかりか、過去の部分の小さな行動に大きな罪悪感を持つこともあります。人生への希望がなくなり、悲観的・絶望的な感情が支配し、自分自身の価値を否定し、活動意欲がなくなり、体調も悪化していきます。現代社会では急激に増加しており社会問題にもなっています。
運動療法の機能向上	介護予防通所介護の選択的サービスとして、加齢に伴ったプログラムの1つです。要支援1・2の程度者の状態改善を目標とし、ストレッチ・有酸素運動・筋力トレーニング・バランストレーニングなどが理学療法士の指導により行われます。高齢による生活機能低下や要介護状態になることを防ぐために、地域交流事業や介護保険事業に導入されました。
エアーマット	マットレスにチューブが多数敷き詰められポンプで空気を入れたりチューブが膨らみ膨らんだりして柔らかくして、身体の一部が当たらないようにした運動補助マットのことです。介護保険では福祉用具として費控されるものもあります。
栄養改善	介護予防通所介護の選択的サービスとして、新たに加わったプログラムの1つです。高齢者の低栄養などの状態の改善を目標として、管理栄養士や栄養士が栄養を補助するための食や栄養補助剤の作り、食材料質などの指導や提供を行っています。算定要件が厳格なため、ほとんど普及していません。
嚥下(摂食)障害	食べ物を飲み込む力が弱まったり、飲み込みなどの機能が低下している状態をいいます。認知症や脳卒中や高齢者、脳卒中などによる運動障害や神経障害、失音(運動可能であるにもかかわらず自発的な運動ができない状態)のある人も多く、また高齢や栄養状態などによっても起こります。リハビリには、歯科医療機関の「摂食嚥下機能療法(185点)」が該当します。
応急負担	所得に関係なく、提供されるサービスとその効果に応じた対価を支払うこと。
応急負担	サービス利用者の所得能力に応じて負担割合や金額を定めること。
音楽療法	音楽を意図的・計画的に活用する治療法のこと(芸術療法)。音楽療法として不安神経症・鬱病・神経衰弱・心身症などに用いられるブラックス音楽療法があります。音楽療法士を学会認定資格(日本音楽療法学会)として設け、国内の音楽大学を中心に養成されています。

介護付有料老人ホーム(一般型)	介護保険の「特定施設入居者生活介護」の認定を受けた施設で、施設基準に定められた介護・看護スタッフを雇用し、介護や食事といったサービスを提供する「高齢者向けの居住施設」です。
介護付有料老人ホーム(外部サービス利用型)	2006年4月の介護保険報酬の改定で新設された「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」の認定を受けた有料老人ホームです。施設のスタッフ介護サービス以外の作業と、安否確認や緊急時の対応などの日常的な支援まで、介護サービスは施設スタッフの確保のもと、市県によって、外部の介護事業者が実施します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。
介護度	介護がどのくらい必要なのかを、必要度合いで段階にしたものです。要支援1から要介護5まで全部で7段階あります。要支援1・2は、介護予防サービスの対象者になります。
介護認定審査会	介護保険制度において申請者が介護保険の給付を受けるのが適当かどうか、またその要支援度や介護度を審査・認定する機関です。審査は認定「概況調査」としてコンピュータによる一次判定結果(74項目)を、「概況調査時の記載事項」(主治医による臨床経過の内部報告)をもとに、市町村が委任した専門職者が要支援・要介護を核対、審査・判定します。
介護福祉士	介護に関する専門的な知識と技術を持ち、身体上または精神上の障害があつて日常生活等を行うに支障がある人に対する人。指導、支援などの生活上の必要な介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う「国家資格を取得した専門職」のことです。
介護報酬	介護保険制度で定められた介護サービスに伴う費用の算定基礎となるもの。厚生労働大臣が定める基準により指定介護支援、指定居宅サービス、指定施設サービスなどの区分が地域ごとに算定されています。

介護サービス

付いた被保険者(要介護1-5)に対する保険給付
サービス、特別居宅介護サービス費、居宅介護支援
サービス費、特別居宅介護サービス費、介護
サービス費、要介護サービス費があります。

利用が負担となるため、食事や通所に含まれるこ
動量も少なくするため、施設に限りならず、「低
は能力が低下するおそれがあるため、資格から補正さ
る必要があります。

施設や介護サービスのアドバイスに適切な食事と
低下している人の場合は、あらかじめ適切なサービス
が低下している人の場合は、あらかじめ適切な付
宅で提供される介護事業のこと

療養型医療施設、介護老人保健施設がある。

所介護(デイサービス)、認定療養管理指導訪問入居
ホーム、福祉用具貸与などがある。